

事前評価調書

I 事業概要																																		
事業名	農業農村整備事業(緊急農地防災事業)																																	
地区名	五間川地区																																	
事業箇所	豊橋市																																	
事業のあらまし	<p>本地区は豊橋市西部の一級河川豊川と三河湾に面した低平な農村地域に位置している。地区内流域 166.4ha の排水は、五間川排水路から下流の二十間川排水路へ流下し、二十間川排水機場により三河湾へ強制排水されている。</p> <p>しかし、近年の都市化の進展による降雨流出量の増加により地区の排水状況が著しく悪化し、豪雨時にはしばしば農地や農業施設、公共施設等に湛水被害が生じている。</p> <p>このため、本排水路の整備を行い湛水被害を防止し、農業経営の安定と県民生活の安全・安心を図るものである。</p>																																	
事業目標	<p>【達成(主要)目標】 排水路を整備し、農地、農業用施設及び公共施設等の湛水被害を防止する。 (計画基準雨量：325 mm/3 日、1/20 年確率雨量)</p> <p>【副次目標】 該当なし</p>																																	
事業費	事業費		内訳																															
	7.7 億円		■工事費 6.3 億円、■用補費 0.1 億円、■その他 1.3 億円																															
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 30 年度																												
事業内容	排水路 L=1,207m																																	
II 評価																																		
①事業の必要性	1) 必要性	地区内の排水を担う五間川排水路は能力不足であり、農地、農業用施設及び公共施設等に湛水被害が生じているため、排水能力を確保するための整備を行う必要がある。																																
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】 排水路の整備により排水能力を確保し、湛水被害を未然に防止する必要があるため。</p>																															
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> <th>H30</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">工種区分</td> <td>調査・設計</td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>用地補償</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>工事</td> <td></td> <td>←→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費(億円)</td> <td colspan="4">7.7</td> </tr> </tbody> </table>							H27	H28	H29	H30	工種区分	調査・設計	←→				用地補償		←→			工事		←→			事業費(億円)		7.7			
			H27	H28	H29	H30																												
工種区分	調査・設計	←→																																
	用地補償		←→																															
	工事		←→																															
事業費(億円)		7.7																																
2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。近年の局地的な豪雨の頻発などから、早期着手が望まれている。																																	
判定	A	<p>A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。</p> <p>【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。</p>																																

Ⅲ 対応方針	
事業実施が 妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容	
<p>■対象（事業完了後 年目） <input type="checkbox"/>対象外</p> <p>【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】</p> <p>—</p> <p>【主な評価内容】</p> <p>本事業は、想定規模と同等の降雨がなければ効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の降雨が発生した場合に効果を検証する。</p>	